

松川町定例農業委員会議事録 第6回（9月）

1 開催日時 令和3年9月22日（水） 16:00 ~ 17:30

2 開催場所 松川町役場 大会議室

3 出席委員 16人

会長	1番	松下 敏章			
会長代理	16番	北林 秀昭			
委員	2番	塩澤 澄夫	3番	中平 文幸	4番 清水 祐一
	5番	古谷 はるみ	6番	矢沢 茂徳	7番 大澤 美子
	8番	松下 守	9番	北沢 ひろみ	10番 宮島 善英
	11番	松下 正美	12番	松脇 崇	13番 大場 健彦
	14番	新井 正彦	15番	宮沢 和文	

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

5 農業委員会事務局職員

事務局長 田中 学 係長 米山 敏 主事 宮澤 風香

6 会議の概要

- (1) 開会 一米山係長 開会一
- (2) 会長挨拶 一松下（敏）会長挨拶一
- (3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 14番 新井 委員 15番 宮沢 委員 を指名

(4) 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 生田 3筆 1,732 m² 田 所有権

○松脇委員説明

譲受人は申請地を耕作しています。譲渡人は後継者がおらず、自身で耕作していくことも困難なため、土地を譲り受けてくれる人を探していました。今回は無償での譲渡とのことです。特に問題はないかと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて2番をお願いします。

○事務局説明

2番 生田 1筆 1,969 m² 田 所有権

○松脇委員説明

譲受人は申請地を耕作しています。1番と同じ理由で譲渡したいとのことです。特に問題はないかと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第1号は以上でございます。

議案第2号

農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

本議案の1番2番、そして議案第3号の4番5番は同じ内容の案件となりますので、まとめて事務局より説明をお願いします。

○事務局説明

1番, 2番 元大島 1筆 10 m² 畑 庭

申請地は7月定例会で承認された、住宅を目的とした転用案件の隣接地です。7月申請時、県よりこの畠について、面積が小さく住宅に囲まれているため、今後違反転用されることを懸念し、転用を進めるよう指導がありました。所有者へ利用状況を確認したところ“家庭菜園”とのことでしたので、今回申請を行ったものです。

申請地の所有者は7月転用案件の申請者(譲受人)とその妻です。なお、このような共

有名義の場合の申請方法ですが、2名の所有者がそれぞれ4条申請を行い、持分2分の1を転用し、さらにそれぞれ5条申請も行い、持分2分の1をお互いに転用し合います。このように、申請が多少複雑になりますが、県からの指導に基づいて行う案件ですので、問題はないかと思います。ご審議願います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

宮島委員：所有者本人が農地として残したくても、県からの指導があれば転用をしなければならないのですか。

事務局：今回は現状が宅地化しておりましたので、申請に問題はないかと思います。

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第2号は以上でございます。

議案第3号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 1筆 1.33 m² 墓地 所有权

目的が墓地ということで特殊案件となるため、事前に県の担当者へ確認を行ったうえ、町の墓地担当者へも話を持って行き、許可を取ってあります。

○新井委員説明

昭和52年に墓地を建設した際、境界線を誤って墓地の一部が譲渡人の農地に入ってしまっていました。リニア残土の道路拡張に伴う調査の際にこのことが判明したため、現状に合わせるということで所有権移転を行うものです。違反転用に該当しますので経過書を提出してもらっています。面積も非常に小さいので許可したいと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

宮島委員：町の墓地担当者が許可したことですが、何をもって許可したのですか
このような特殊な案件を許可して良いのでしょうか。

事務局：担当は住民税課環境係になりますが、既に建設されているものですので、許可はやむを得ないと認識しています。

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて2番をお願いします。

○事務局説明

2番 元大島 1筆 70 m² 住宅 使用貸借権

譲受人・譲渡人の関係は親子です。住宅を建てるにあたって、隣接地と一体で使用しますが、この隣接地のみでは面積が足りないということで、今回転用するものになります。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。

○事務局説明

3番, 4番 元大島 1筆 10 m² 庭 所有権

(説明は議案第2号 1番2番と同じ)

○会長

賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第3号は以上でございます。

(5) 協議事項

①委員からの協議事項

○会長

委員からの意見・提案等はありますか。

②事務局からの協議事項

・長野県農業委員会大会における要請決議への意見について

事務局：(資料参照) 令和3年度長野県農業委員会大会が11/16に長野市ビックハットで開催される予定です。これにおいて、農林水産省幹部及び本県選出国會議員等に対する要請決議を行うこととなっておりますので、素案を確認していただき、意見等ありましたら事務局までお願いします。

・環境保全型農業の推進について

事務局：(資料参照) 地産地消給食補助事業の取組としてこれまで行ってきた学校給食補助の中で、有機で育てた米や野菜の補助も今年度から進めています。

・人・農地プランの実質化に向けて

事務局：(資料参照) 人・農地プランの実質化に向けた工程表を作成しました。「堤原・東浦」「古町・新井」「福与区」「大島区」「上片桐区」の5つの地区で進めていく予定です。

(6) 営農支援センターから

・農地利用円滑化事業 R3年12月末に終期を迎える契約について

事務局：(資料参照) 農地利用円滑化事業は終了していますので、今年12月末に終期を迎えるものについては、中間管理事業への移行又は相対での契約へ誘導していきます。

(7) 閉会 一米山係長 閉会一

以上会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

14番

新井正彦

新
印

15番

宮沢和文

宮
印

